

佐賀県モビリティ産業振興会規約

(名 称)

第1条 本会は、佐賀県モビリティ産業振興会（以下「振興会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 振興会は、会員相互の情報交換や連携協力を進めるとともに、モビリティ関連企業から求められる高いレベルの技術力の習得や向上を図ることにより、会員のモビリティ関連企業との新規取引又は取引拡大を促進し、もって、県内モビリティ産業の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 振興会は、前条の目的を達成するため、関係機関と連携し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 振興会の運営に関する事業
- (2) 会員相互の情報交換、連携の促進に資する事業
- (3) 会員の生産管理、品質管理、納期管理等に係る技術力の向上に資する事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 振興会の会員は、佐賀県内に事業所を有する製造業者等であつて、振興会の目的に賛同し、モビリティ産業との新規取引や取引拡大を目指す法人又は個人とする。

(入会及び退会)

第5条 振興会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会 費)

第6条 会員は、別に定めるところにより、第18条に掲げる事業年度ごとに会費を納入しなければならない。

2 会費の金額は、次のとおりとする。なお、年度途中において入会を行った場合においても同額とする。

1会員 毎事業年度 10,000円

3 年会費を納付しない会員においては、納付する日まで振興会主催事業には参加できない。

4 会費納入通知書送付日より計算して100日経過した後も年会費を納付しない会員は退会したものとみなす。

5 既納の会費は、如何なる事由がある場合においても返戻しない。

6 会費の出納事務については、別添「出納事務要領」によるものとする。

(役 員)

第7条 振興会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 監 事 1名

2 役員は、会員の中から総会において選任する。

3 役員に欠員が生じたときは、会長は会員の中からこれを補充することができる。なお、補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職 務)

第8条 会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、振興会の事業の執行状況及び会計を監査する。

(任 期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総 会)

第10条 総会は、年1回通常総会を開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、振興会の事業及び運営に関する基本的事項について議決する。

4 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 天災等、やむを得ない事由により総会を開催することが困難であると会長が認めたときは、書面による決議をもって総会の議決に代えることができる。

7 前項の書面による決議は、会員の過半数から電子メール又は書面により賛否の意思表示があり、かつ、その過半数が賛成した場合に成立するものとし、その効力は第5項の規定による議決と同一とする。

(役員会)

第11条 役員会は、会長及び副会長をもって構成する。

2 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他振興会の運営に関し必要な事項

3 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

4 役員会の議事は、役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 天災等、やむを得ない事由により総会を開催することが困難であると会長が認めたときは、書面による決議をもって役員会の議決に代えることができる。

6 前項の書面による決議は、役員の全員から電子メール又は書面により賛否の意思表示があり、かつ、その過半数が賛成した場合に成立するものとし、その効力は第4項の規定による議決と同一とする。

(部 会)

第12条 会長は、会員相互の情報交換や連携を促進することを目的として部会を置くことができる。

(秘密保持)

第13条 会員は、振興会の活動を通じて知り得た企業秘密に係る事項を相互に尊重しなければならない。

(特別顧問)

第14条 振興会に、特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、自動車産業等に造詣が深く、モビリティ産業の振興に関する総合的な見識を有する者のうちから会長が委嘱する。
- 3 特別顧問は、振興会の活動に対して、総合的な助言・指導を行うものとする。
- 4 特別顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第15条 振興会に、顧問を置く。

- 2 顧問は、自動車産業等に関する専門的な知識や経験を有する企業等に属する者の中からその役職をもって会長が委嘱する。
- 3 顧問は、振興会の活動に対して、専門的な助言・指導を行うものとする。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、顧問が就任時の企業等の役職を離れたときは、その顧問は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(協力会員)

第16条 振興会に、協力会員を置く。

- 2 協力会員は、佐賀県内の一次部品メーカー等の法人のうち振興会の目的に賛同する法人とする。
- 3 協力会員は、会員の部品供給能力の向上に対する支援を行うものとする。

(連携機関)

第17条 振興会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる機関と連携するものとする。

- (1) 佐賀県商工会議所連合会
- (2) 佐賀県商工会連合会
- (3) 佐賀県中小企業団体中央会
- (4) 佐賀県工業連合会
- (5) 国立大学法人佐賀大学
- (6) 県内金融機関
- (7) 佐賀県
- (8) 県内市町
- (9) 公益財団法人佐賀県産業振興機構
- (10) その他振興会の目的に賛同する団体

(事業年度)

第18条 振興会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第19条 振興会の事務を処理するため、佐賀県産業労働部ものづくり産業課に事務局を置く。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、振興会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成18年10月10日から施行する。
- 2 振興会の設立当初の役員、特別顧問及び顧問の任期は、第8条第1項、第13条第4項及び第14条第4項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 3 振興会の設立初年度の事業年度は、第18条の規定にかかわらず、平成18年10月10日から平成19年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成24年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年5月21日から施行する。